

8-3-8 損害賠償責任検討WG

1. 主な活動の記録

(1) 委員会の開催

委員会開催回数:1回

コアメンバー会議:5回

(2) 委員会の活動経緯

建設コンサルタントの損害賠償責任のあり方について、令和元年まで企画委員会「契約のあり方専門委員会」にて検討されてきたが、検討のスピードを上げて協会としての提言等を作成し発注機関への働きかけを行うために、令和元年12月に別途、本WGが設置された。

(3) 委員会の活動内容

a) 検討概要

建設コンサルタント業務は、多くが公共土木設計業務等標準委託契約約款(以下、標準約款)に基づき実施されているが、委託契約は民法における請負契約と位置付けられ、設計ミス等が生じた場合に、「企業の責任範囲が不明確」、「賠償責任範囲が無限に拡大するリスクを背負っている」などの課題がある。建設コンサルタントの損害賠償責任のあり方を検討し、各企業が契約当事者として公正な契約が締結できるよう、標準約款のさらなる改正などを発注機関へ提案することが必要であることから、以下の4項目について検討を実施した。

① 建設コンサルタント業務の契約

② 建設コンサルタントの損害賠償責任

③ 損害賠償責任のあり方

④ 標準約款等の改正案の提案

本WG15名の委員が上記を分担して、「損害賠償責任の上限金額設定」、「準委任型約款の検討」について、前年度からの継続検討を実施した。

b) 国土交通省との勉強会の実施

土木設計業務の契約等に関する従前からの課題(著作権、損害賠償責任のあり方、準委任契約の扱いなど)について、国土交通省(建設

市場整備課、技術調査課)と建設コンサルタント協会(契約のあり方専門委員会、本WG)とで継続的な議論を行い、各課題の明確化、解決の方向性について両者で共通認識を得ることを目的とした勉強会を開始し、令和4年度1回実施した(令和2年度から合計7回実施)。勉強会における議論に際しては、別途、大森 文彦弁護士から適宜指導をいただいている。

c) 保険会社ヒアリング

損害賠償保険充実に向けて、現行の建設コンサルタント賠償責任保険の課題、今後の方向性等について、保険会社へのヒアリングを実施した(令和4年11月1日)。

d) 米国における実態調査

米国の弁護士事務所、米国における損害賠償上限、保険制度の実態調査を依頼し、報告書を受領した。報告書は協会DCBに保存している。

2. 次年度の活動について

弁護士等の専門家ヒアリング、保険会社へのヒアリング、米国の実態調査等により、概ねの論点整理ができたため、本WGは今年度をもって廃止とするが、検討内容をブラッシュアップし提言作成を継続検討していく必要があるため、本WGの活動内容を企画委員会「契約のあり方専門委員会」に移管し、引き続き検討していく。

(損害賠償責任検討WG WG長 渡辺 浩行)